

新型コロナウイルス感染症で宿泊療養中の方へ

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙および投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

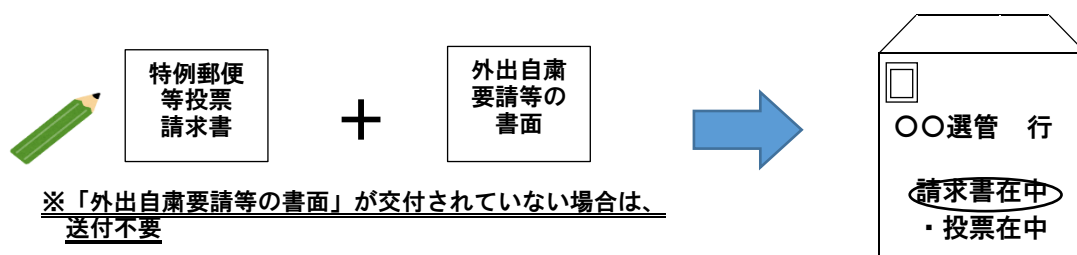
- ① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、同封の市町選挙管理委員会あて送付用封筒により郵送をお願いします。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いや、除菌用ウェットティッシュでの手指消毒をお願いします。

また、出来る限りマスクをつけ、使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ② 請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに市町選挙管理委員会あて送付用封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。

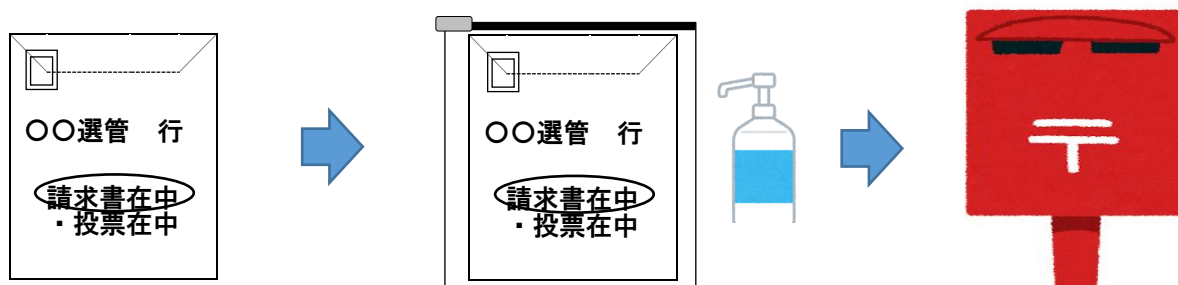


※「外出自粛要請等の書面」が交付されていない場合は、送付不要

※在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている方は、それらも同封してください。

- ③ 請求書等を入れた封筒を、ファスナー付きの透明のケースに封入し、表面を除菌用ウェットティッシュで拭きとる等により消毒してください。その上で、宿泊療養施設の職員に投かんを依頼してください（7月5日（火）15時までに、宿泊療養施設の職員にお渡しください。）。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケースに入れて郵送するよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。